## 令和6年第4回 北海道議会定例会〔先議〕開催状況

答

開催年月日 令和6年11月26日(火) 質 問 者 日本共産党 真下 紀子 議員 者

問 旨 質 要

旨 弁 要

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し た国の間接補助事業に関する全庁調査の結果、新たに約8 億9千万円の返還事案が判明し、返還総額は約16億2千 万円にのぼることとなりました。知事は複数の部局・複数 の年度で発生するなど、組織として事務処理の誤りを防ぐ ことができず、多額の財政負担を生じる事態となったこと を理由に、給料月額の15%を3か月、62万1千円を減 額する条例案を提案いたしました。

それにとどまらず、浦本副知事は給料月額10%、3か 月分33万円を辞退、当時の元副知事2人から同額の寄付 の申し出があり、36名の担当部局職員などに所属長注 意、所管部局の課長級以上の18名に「厳重注意」がなさ れました。

そこで以下、うかがいます。

# - 知事の責任と多額の財政負担が生じたことによる影 響について

の約20年分に相当する金額です。知事は責任を痛感して |いると議会で答弁していますが、鈴木道政の下、これだけ|の誤りを防ぐことができず、結果として、多額の財政負担 の規模の財政負担を生じ、なおかつ、50名を超える職員 が処分等を受ける不適正事務を、複数年度にわたって気づ くことができなかった責任を、過少に考えているのではあしております。 りませんか。責任の重さと、多額の財政負担による影響を どう受け止めたうえで、今回の提案に至ったのか、うかが | 明らかにするため、12月の期末手当から、給料月額の1 います。

#### 二 国庫返還に至った不適正事務と処分等について

道庁では2008年に、国の補助金の不適正事務による 1億1千万円の返還問題が生じておりました。国庫負担金 補助金の返還等の財政負担等を伴う過去の事案の状況、 事案や財政負担等についてうかがいます。また、その際の 知事の給与減額状況、職員の処分等は、どうだったのか。 今回の処分等との比較と併せてお示し願います。

#### (知事)

最初に、新型コロナ臨時交付金等の返還に係る私の責任 返還総額は約16億2千万円、妊産婦安心出産支援事業 についてでありますが、この度の事案においては、複数の 部局や複数の年度で発生をするなど、組織として事務処理 が生じる事態となったことについて、重く受け止めてお り、道政の事務執行の責任者である知事として、責任を痛

> このため、道政の責任者として、私自身の責任を早期に 5%の3カ月分を減額する条例案を、提案させていただい たところでございます。

#### (知事)

次に、過去の事案への対応などについてでありますが、 この度の事案においては、私自身の責任を明らかにすると ともに、副知事については、訓戒の措置を講じ、本人から は、給料月額の10%の3カ月分を辞退する旨の申し出が あり、併せて、退職した当時の担当副知事2名からも同額 の寄附の申し出があったほか、一般の職員については、厳 重注意や所属長注意を行ったところでございます。

なお、過去に国庫補助金の返還などに伴い、財政負担が 生じ、知事が給与を減額した事案といたしましては、平成 20年度の国庫補助事業に係る不適切な処理により約1 億円を返還した事案や、平成22年度のソフトウェアの違 法コピーにより約5億円の賠償金等が生じた事案などが ございます。

いずれにおきましても知事の給料月額の5%を1カ月 減額したほか、副知事については、訓戒の措置とし、一般 の職員については、厳重注意や所属長注意などの処分等を 行っております。

質 問 旨 答 弁 要 남

### 三 過去の不適正事務からの教訓について

次に、過去の不適正事務からの教訓についてです。

て、「今後事務処理の改善を図るなど、国庫補助金に係る 事務の適正な執行に努める」、こう答えておりました。そ の教訓は鈴木道政には引き継がれていなかったのでしょ|倫理などに関する研修を実施してきたところでございま うか。過去の教訓をどのように活かしながら対応してきた す。 のか伺います。

#### 四 再発防止策効果の点検・評価等について

最後に、再発防止対策効果の点検・評価等についてです。 地方創生臨時交付金等を活用した間接補助事業の執行に おいて、誤認や認識不足があったものと承知をしておりま す。再発防止対策として、支出期限を明示するなど関係規 程改正を盛り込み、財政事務に関する通知等の明確化、ま た、内部統制制度上の重要リスク項目に「間接補助事業に おける額の確定の誤り」を追加するなど、内部統制の強化 をあげました。

しかし、今回の不適正事務のほとんどを占める観光機構 負担金事業において、道と機構の協定書以外に、観光部局 から事業実施内容を示す文書が存在していたのか、そもそ | 設置した内部統制推進員会議等も活用しながら、組織全体 も間接補助事業と支出期限を明示できる文書はあったの か等、公務員の行政手続として適正か、などの具体的検証 が必要です。知事の減給処分で留まることなく、今後の具 体的な再発防止策は担当部局任せとせず、実効性と効果を 点検評価できる体制とする必要があると考えますが、知事 はどう取り組んでいくのか伺います。

#### (知事)

次に、不適正事務への対応についてでありますが、道で 2008年当時の高橋はるみ知事は、私の質問に対し は、職員による不適正な事務処理などが相次いで発生した ことを踏まえ、平成24年度に、「コンプライアンス確立 月間」を設け、以後、毎年、全ての職員を対象に、公務員

> 研修にあたっては、不適正事務の典型例や懲戒処分等の 事例のほか、事務処理を進める上での心構えや留意点を示 すなど、職員一人ひとりに公務員としての使命と責任を自 覚させ、服務規律や法令遵守の徹底を図ってきたところで あり、今後とも、こうした取組を充実させながら、適正な 事務執行の確保に努めてまいります。

#### (知事)

最後に、再発防止についてでありますが、この度の事案 今回の事案の発生要因は、国の新型コロナウイルス対応 については、複数の年度・複数の部局で発生をしたことか ら、組織全体として、こうした事案を再び生じさせないと いう思いを持ち、再発防止に取り組んでいく必要がありま

> このため、適正な事務の執行を確保する上で重要な制度 である内部統制制度についても、これまでの取組を点検し た上で、職員の意識を高め、認識を共有しながらさらなる 対策を検討することとしたところでございます。

> 今後は、業務のマニュアル化といったヒューマンエラー を抑制する仕組みなどの取組について検討を進め、新たに として、再発防止に徹底して取り組んでまいります。